

外貨普通預金規定

1.(取扱店の範囲)

この預金の、預入れまたは払戻しは、口座開設店に限り取扱います。

2.(外貨普通預金照合表の発行)

この預金は、通帳の発行はいたしません。この預金の入出金明細および残高については、毎月、前月に入出金のあったものに限り、外貨普通預金照合表(STATEMENT OF ACCOUNT)を発行します。

3.(預金の預入)

(1)口座開設は、円貨を対価とする預入に限り、外国通貨現金による開設はできません。

(2)開設後の入金、当金庫で申込を行った外貨建て保険商品の保険金(満期・死亡保険金等)を外貨で受け取る場合の国内外貨建送金による振込金に限ります。前述以外の振込や、円貨を対価とする入金、外国通貨現金による入金はできません。

(3)この預金口座への振込について、振込通知の発信金融機関から重複発信等の誤発信による取消通知があった場合には、振込金の入金を取消します。

4.(預金の払戻)

(1)預金の払戻は、円貨を対価とする払戻、外国通貨現金による払戻、国内外貨建送金による払戻に限ります。但し、外国への送金による払戻はできません。

(2)この預金を払戻すときは、当金庫所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印のうえ提出してください。

5.(外国通貨現金による払戻)

(1)この預金の外国通貨現金による払戻は、当金庫所定の手数料をいただきます。

(2)この預金の外国通貨現金による払戻請求があった場合でも、当金庫の都合により当金庫所定の為替相場により換算した当該外国通貨現金相当の本邦通貨により支払うことがあります。

6.(利息)

この預金の利息は、毎日の最終残高について付利単位を1補助通貨単位として、毎年3月と9月の当金庫の所定の日、当金庫の定める毎日の外貨普通預金利率によって計算のうえ、この預金に組入れます。なお、利率は金融情勢に応じて変更し、新利率は当金庫が定めた日から適用します。

7.(相場)

この預金へ、預金口座と異なる幣種を受け入れる場合、またはこの預金口座から預金口座と異なる幣種により支払う場合には当金庫所定の為替相場により換算します。

8.(届出事項の変更等)

(1)印章を失ったとき、または、印章、署名取引の場合の署名、名称、住所その他の届出事項に変更があったときは、直ちに書面によって当店に届出てください。この届出の前に生じた損害については、当金庫は責任を負いません。

(2)印章を失った場合の、この預金の払戻し、解約は、当金庫所定の手続をした後に行います。この場合、相当の期間をおき、また、保証人を求めることがあります。

9.(印鑑照合等)

払戻請求書、諸届その他の書類に使用された印影(または署名)を届出の印鑑(または署名)と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いましたうえは、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があっても、そのために生じた損害については当金庫は責任を負いません。

10.(成年後見人等の届出)

(1)家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合には、直ちに書面によって成年後見人等の氏名その他必要な事項を届出てください。預金者の成年後見人等について、家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合も同様に届出ください。

(2)家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がなされた場合には、直ちに書面によって任意後見人の氏名その他必要な事項を

届出てください。

- (3)すでに補助・保佐・後見開始の審判を受けている場合、または任意後見監督人の選任がなされている場合にも、前2項と同様に直ちに書面によって届出てください。
- (4)前3項の届出事項に取消または変更等が生じた場合にも同様に、直ちに書面によって届出てください。
- (5)前4項の届出の前に生じた損害については、当金庫は責任を負いません。

11.(譲渡、質入れ等の禁止)

- (1)この預金、預金契約上の地位その他この取引にかかるいっさいの権利は、譲渡、質入れその他第三者の権利を設定すること、または第三者に利用させることは出来ません。
- (2)当金庫がやむをえないものと認めて質入を承諾する場合には、当金庫所定の書式により行います。

12.(反社会的勢力との取引拒絶)

この預金は、第14条第3項第1号、第2号AからFおよび第3号AからEのいずれにも該当しない場合に利用することができ、第14条第3項第1号、第2号AからFまたは第3号AからEの一にでも該当する場合には、当金庫はこの預金の契約をお断りするものとします。

13.(取引の制限)

- (1)当金庫は、預金者の情報および具体的な取引の内容を適切に把握するため、預金者に対し、各種確認や資料の提出等を求めることがあります。この場合において、預金者が、当該依頼に対し正当な理由なく別途定める期日までに回答いただけない場合には、入金、払戻し等の本規定に基づく取引の一部を制限することがあります。
- (2)前項の各種確認や資料の提出等の依頼に対する預金者の対応、具体的な取引の内容、預金者の説明内容およびその他の事情に照らして、当金庫がマネー・ロンダリング、テロ資金供与または経済制裁関係法令等に抵触するおそれがあると判断した場合には、入金、払戻し等の本規定に基づく取引の一部を制限することがあります。
- (3)日本国籍を保有せず本邦に居住している預金者は、在留資格および在留期間その他の必要な事項を当金庫の指定する方法によって届出てください。この場合において、届出のあった在留期間が経過したときは、入金、払戻し等の本規定に基づく取引の一部を制限することがあります。
- (4)1年以上利用のない預金口座は、入金、払戻し等の本規定に基づく取引の一部を制限することがあります。
- (5)前4項により、取引が制限された場合についても、預金者からの合理的な説明等によりマネー・ロンダリング、テロ資金供与または経済制裁関係法令等への抵触のおそれが解消されたと当金庫が認める場合、当該取引の制限を解除します。

14.(解約等)

- (1)この預金口座を解約する場合には、口座開設店に申出てください。
- (2)次の各号の一つでも該当した場合には、当金庫はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。なお通知により解約する場合、到達のいかんにかかわらず当金庫が解約の通知を届出のあった氏名、住所にあてて発信した時に解約されたものとします。

この預金口座の名義人が存在しないことが明らかになった場合または預金口座の名義人の意思によらずに開設されたことが明らかになった場合

この預金の預金者が第11号第1項に違反した場合

この預金が法令や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると認められる場合

この預金がマネー・ロンダリング、テロ資金供与もしくは経済制裁関係法令等に抵触する取引に利用され、またはそのおそれがあると認められる場合

法令で定める本人確認等における確認事項、および第13条第1項で定める当金庫からの通知による各種確認や提出された資料が偽りである場合

第1号から第5号までの疑いがあるにもかかわらず、正当な理由なく当金庫からの確認の要請に応じない場合

第13条第1項から第4項までの定めに基づく取引の制限が1年以上に亘って解消されない場合

- (3)前項のほか、次の各号の一にでも該当し、預金者との取引を継続することが不適切である場合には、当金庫はこの預金の利用を停止し、または預金者に通知することによりこの契約を解約することができるものとします。この場合、当金庫から解約の通知があったとき

は、直ちに第1項と同様の手続をしたうえでこの預金を解約することができるものとします。

この預金者が契約申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合

この預金契約者が、次のいずれかに該当したことが判明した場合

A.暴力団 B.暴力団員 C.暴力団準構成員 D.暴力団関係企業 E.総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等 F.その他本号A.からE.に準ずる者

この預金契約者が、自らまたは第三者を利用して次の各号に該当する行為をした場合

A.暴力的な要求行為

B.法的な責任を超えた不当な要求行為

C.取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為

D.風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当金庫の信用を毀損し、または当金庫の業務を妨害する行為

E.その他本号A.からD.に準ずる行為

(4)この預金は、当金庫が別途表示する一定の期間預金者による利用がなく、かつ残高が一定の金額を超えることがない場合には、当金庫はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。また、法令に基づく場合にも同様に行うものとします。

(5)前2項および前3項により、この預金口座が解約され残高がある場合、またはこの預金取引が停止され、その解除を求める場合には、届出の印章をご持参のうえ、当店に申出てください。この場合、当金庫は相当の期間をおき、必要な書類等の提出または保証人を求めることがあります。

15.(通知等)

届出のあった氏名、住所にあてて当金庫が通知または送付書類を発送した場合には、延着し、または到達しなかったときでも通常到達すべき時に到達したものとみなします。

16.(保険事故発生時における預金者からの相殺)

(1)この預金は当金庫に預金保険法の定める保険事故が生じた場合には、本条各項の定めにより相殺することができます。なお、この預金に、預金者の当金庫に対する債務を担保するため、もしくは第三者の当金庫に対する債務で預金者が保証人となっているものを担保するために質権等の担保権が設定されている場合にも相殺することができます。

(2)前項により相殺する場合の手続きについては、次によるものとします。

相殺通知は書面によるものとし、複数の借入金等の債務がある場合には充当の順序方法を指定のうえ、当金庫所定の払戻請求書と届出の印章(または署名)により記名押印して提出してください。ただし、この預金で担保されている債務がある場合には当該債務または当該債務が第三者の当金庫に対する債務である場合には預金者の保証債務から相殺するものとします。

前号の充当の指定がない場合には、当金庫の指定する順序方法により充当いたします。

第1号による指定により、債権保全上支障が生じるおそれがある場合には、当金庫は遅滞なく異議を述べ、担保・保証の状況等を考慮して、順序方法を指定することができるものとします。

(3)第1項により相殺をする場合の利息等については、次のとおりとします。

この預金の利息の計算については、その期間を相殺通知が当金庫に到達した日の前日までとして、利率は約定利率を適用するものとします。

借入金等の債務の利息、割引料、遅延損害金等の計算については、その期間を相殺通知が当金庫に到達した日までとして、利率、料率は当金庫の定めによるものとします。また、借入金等を期限前弁済することにより発生する損害金等の取扱いについては当金庫の定めによるものとします。

(4)第1項により相殺する場合の外国為替相場については当金庫の計算実行時の相場を適用するものとします。

(5)第1項により相殺する場合において借入金の期限前弁済等の手続きについて別の定めがあるときには、その定めによるものとします。

ただし、借入金の期限前弁済等について当金庫の承諾を要する等の制限がある場合においても相殺することができるものとします。

17.(規定の変更)

(1)この規定の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当金庫ホームページへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。

(2)前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

18.(適用法令)

この預金には、上記規定のほか外国為替に関する法令が適用されます。

兵 庫 信 用 金 庫

外貨普通預金規定 外(共通)121 R2.4